



いよいよ工事が始まります

今年度工事が11月下旬より始まります。近隣の方にはご迷惑をおかけしますが、ご協力を願い致します。10月・11月の工事発注は下記のとおりです。



	事業名	施行業者	工事内容
市 発 注	平成20年度区8-5号線配水管新設工事	(有)常進工業	新しい道路への水道管の布設工事
	平成20年度区5-3・区5-4号線配水管新設工事	(有)小島設備	"
組 合 発 注	平成20年度区8-5号線下水道築造工事	紀和建設工業(株)	新しい道路への污水管・雨水管の布設工事
	平成20年度区5-4号線切回し・区5-3号線下水道築造工事	木下建設(株)	主に新しい道路への污水管の布設工事

区画整理事業の補償について

組合では、工事を進める為に、仮換地指定に伴って、建築物等の移転又は工作物等の除却を行ないます。組合は、移転・除却等により、地権者が損失を受ける場合に、その損失を補償します。施行者が強制的に行う場合と、所有者と組合の協議により行う場合とがあります。協議による場合は、所有者に補償費を支払い、所有者自らが移転・除却を行います。補償費の積算は、関東用地対策連絡協議会が定めている補償基準に基づいて算定されます。

柿酢イベントを終えて

柿酢イベントが11月3日に曇り空の中ですが、盛大に行われました。このイベントは、国土交通省のまちづくり交付金事業の地域ふれあい活動の一環として、認定されております。

参加した皆様には、柿酢を作っていただきました。早ければ、2・3ヶ月後（理想は1年）には食して頂けると思います。活き活き健康家族のために、柿酢をお試し下さい。



保留地処分について

保留地については、現在一部を業務代行者へ処分する為に準備を進めています。

保留地処分金は組合にとって、大切な事業資金です。

皆様にも購入して頂く保留地もございますので、ご協力をお願い致します。

今後の工事予定について

今年度は皆様に仮換地を行った後、移転補償等の交渉と併行して工事の設計業務を進めてまいりました。その為、全体として、組合事業が停滞しているかのように見られますが、今後は、設計・工事・補償交渉が一体となって進んでいるのが、目に見えて、分かると思います。

組合員の皆様の一人一人の協力が事業進捗へ、より大きく左右します。事業の早期完了に向けご協力をお願い致します。

組合からのお願い

区画整理組合が認可されると、事業区域内に土地を所有、又は借地等の権利を有している方は組合員（土地区画整理法第25条）として、事業に参加していただく事になります。組合員の皆様には、権利変動や開発については、以下の届出等が必要となります。

【土地や建物の権利変動等について】

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や土地・建物の売買等で、権利に変動が生じた場合は、組合へお知らせ下さい。

【区画整理事業地内は、土地区画整理法 第76条の規制区域となっています。】

建物の新築・増改築や土地の形質変更等また、移動の容易でない物の設置、たい積等を行おうとする時は、知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築等をお考えの方は、組合まで、ご連絡・ご相談下さい。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。